

内閣参質二一七第一七二号

令和七年六月二十日

内閣総理大臣 石破 茂

参議院議長 関口 昌一 殿

参議院議員浜田聡君提出「日本駆け込み寺」の事業及びガバナンスの適正性に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員浜田聡君提出「日本駆け込み寺」の事業及びガバナンスの適正性に関する質問に対する答

弁書

一の前段について

お尋ねについては、個別の法人の対応等に関することであり、お答えを差し控えたい。

一の後段について

御指摘の「支援事業」の令和七年度の補助事業者については、今後、東京都において決定されるものと承知している。

二について

御指摘の「過去に行われた相談事業」及び「同様の被害」の意味するところが必ずしも明らかではないが、一般論として、法人への「調査」や「立入検査」の実施等については、法人の活動等の個々の状況に応じて、判断すべきものと考えている。